

裁 決 書

審査請求人

大阪市西成区 [REDACTED]  
[REDACTED]

同 代 理 人

[REDACTED]  
[REDACTED]  
弁 護 士 [REDACTED]

処 分 庁

大阪市西成区保健福祉センター所長

審査請求人が、平成20年4月11日付けで提起した生活保護法に基づく保護開始申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成20年2月13日付けで行った保護開始申請却下決定処分を取り消す。

理 由



平成17年3月14日、請求人は、元■に対し、上記戸建住宅を贈与し、同年4月、両名は離婚した。

離婚にあたり、住宅には■（子は■）が住み続け、住宅ローンについては元■が返済していくこととなった。そこで、■銀行から借り入れている住宅ローンの借主名義を請求人から元■に変更することを同行に申し入れたが、■銀行からは、「■（■）の障害を有し、■年金しか収入のない元■に借主を変更することはできない。請求人名義の口座に毎月元■名義で住宅ローンの金額を振り込んで、誰が払っているかを明確にして口座引き落としを続けてもらうしかない」と断られた。

そこで、請求人は、住宅ローンの返済口座の■銀行通帳、キャッシュカード、銀行印をすべて■に渡し、以後は、■がこれら进行管理し、■自身の年金やその■からの援助で住宅ローンの返済を行うようになった。

すなわち、■は毎月住宅ローンの引き落とし日の少し前に■円を上記■銀行口座通帳に自らの名前で振込み、そのうち返済額である■円が直後に引き落とされるということが繰り返されるようになったのである。

なお、請求人は、■の痛みを放置していたところ、平成18年1月、耐え難い痛みで襲われ、■に入院し、2月に■に、3月に■にそれぞれ■を入れる手術を受けた。同年6月、退院となったが、行き先がないことから生活保護施設である■に入所し、同年12月、寮内作業で貯めたお金を資金に現住所のアパートを確保し、■を退所した。

請求人が、同月、すぐに処分庁を訪れ生活保護の相談をし、上記の事情も洗いざらい相談したところ、対応した職員は、「請求人名義の口座に住宅ローンの返済資金の入金があっても、それは実質的に請求人の資産ではないから問題にはならない」旨述べ、ただ、当時、請求人が■の寮内作業で貯蓄していたお金がまだ残っていたので、それが減ってから再度来るようにと正しい助言をした。

そして、冒頭に述べた平成20年1月15日の本件申請に至ったのであるが、請求人が、同月末、処分庁に呼び出されていくと「■銀行の請求人名義の口座に入金があること」を指摘された。請求人は、12月の相談段階から上記職員に話していたことであるこ

とや、上記のとおり、入金額は請求人が利用しうる資産ではないことを縷々説明したが、一転して処分庁の職員の理解が得られなかった。

なお、本件却下決定後のことであるが、請求人は、          銀行の担当者から上記のとおり、住宅ローンの名義変更が認められなかったことから、やむを得ず、元      が申告人名義の口座を借用して住宅ローンの返済を行ってきた事情を処分庁の担当職員に電話してもらったが、処分庁の対応が変わるところはなかった。

(3) 以上のとおり、申告人名義の          銀行口座は、元      の所有物件となり、元      と          子が居住し、請求人は居住しない住宅の住宅ローンの返済を元      が行うために便宜上、そのままに置いておかれたものであること、通帳、銀行印、キャッシュカードの管理はすべて元      が行っていること、毎月元      名義で振り込まれている          円は元      が支出しているものであって請求人が支出しているものではないこと、振り込まれた          円はその直後に毎月の住宅ローンの返済にすべて充てられていて、他の用途に流用された形跡が銀行預金明細からもまったくうかがえないことなどからすると、請求人名義の          銀行口座に入金された          円の預金は、元      がその居住する住宅のローンの返済のために入金していることが明らかである。

したがって、この預金が「請求人が活用しうる資産」にあたらな  
いことはあまりにも自明であるから、本件却下決定処分はすみやかに取り消されるべきである。

## 第2 当庁が認定した事実及び判断

### 1 当庁が認定した事実

(1) 平成20年1月15日付けで、請求人は処分庁に対し、「病気の為はたらない」との理由により保護開始申請書を提出したこと。

(2) 平成20年1月16日、処分庁は、          銀行          支店に対し、法第29条に基づく調査を行い、同月31日付けで、

同支店より、平成17年7月から平成20年1月まで、毎月元■名で■■■■■■■■■■円程度の振込みがあり、毎月上記振込み日又はその数日後に「ローン」として■■■■■■■■■■円程度が引き落とされている旨記載された取引明細表の送付があったこと。

(3) 平成20年1月28日付けで、処分庁は大阪法務局に対し、法第29条に基づく調査を行い、同月29日付けで、同局より、「■■■■■■■■■■」の土地及び「■■■■■■■■■■」の建物について、平成17年3月14日に請求人から元■に所有権が移転されており、■■■■■■■■■■保証株式会社が抵当権者となっている旨記載された登記記録の証明書の送付があったこと。

(4) 平成20年2月13日付けで、処分庁は請求人に対し、「資産調査の結果、活用できる資産が見つかったため。」との理由により保護開始申請を却下する旨通知したこと。

なお、同年5月1日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書には、「請求人名義の口座にある預金について、事実に沿った処理をするよう指導したにもかかわらず合理的な説明がなかった。このため請求人の資産とみなさざるをえず、活用できる資産が見つかったものとして本件の保護申請を却下した。」との記載があること。

(5) 平成20年4月14日付けで、請求人は処分庁に対し、「障害年金月額■■■■■■■■■■円だけでは生きていけないため」との理由により保護開始申請書を提出したこと。

(6) 平成20年4月24日付けで、代理人は審査庁に対し、同月17日に代理人が■■■■■■■■■■銀行■■■■■■■■■■支店の担当者に架電して聴取した電話聴取報告書を提出した。同報告書には、「■■■■■■■■■■氏からは、住宅ローンの名義を元■様に変更して欲しいという要請を受けましたが、元■様の支払能力などの関係から、当行として、それを受け入れることはできませんでした。そこで、やむを得ず、上述のとおり、当行当支店の■■■■■■■■■■氏名義の住宅ローン引き落とし口座をそのまま残し、これを元■様が事実上管理して元■様名義で住宅ローンの

費用を毎月入金するという便宜的な手段ととることになったのです。(中略) こうしたことについては、西成区福祉事務所の職員の方に対しても説明させていただきましたので、十分に理解しておられるはずです。」との記載があること。

また、平成20年7月22日付けで、代理人が審査庁に提出した反論書には、「2月13日 銀行の窓口で請求人が処分庁に電話をかけ、処分庁の職員が出てきたところで銀行員と電話を変わり、事情を説明してもらった。銀行員は、住宅ローンの名義を元■に変更することはできないこと、住宅ローンの引き落とし口座は住宅ローンの名義と一致している必要があるので、元■名義の口座からの引き落としはできないこと、(中略)そこに入金されるお金は住宅ローンの返済のみに充てられていて請求人が利用できるものでないことなどを説明してくれた。」との記載があること。

(7) 平成20年4月28日付けで、処分庁は請求人に対し、「身体障害のため就労等による収入も望めず、活用可能な資産も無い。よって最低生活維持困難として生活保護開始します。」との理由により同月14日より保護を開始する旨通知したこと。

(8) 平成20年6月5日付けで、処分庁が審査庁に提出した補充弁明書には、「平成20年4月22日、同月25日 元■宅訪問 面談を求める内容の手紙を投入し、元■宅にて面談を行った。元■より生活状況や過去の請求人との関りなどを聴取した。また、住宅ローンの引き落とし口座として請求人名義を使用していることについて申告書の提出を受けた。(中略)申し立て内容の信憑性について認めることとし、請求人名義の口座への入金については収入認定を行わないこととした。」「上記4月25日元■と面接した際に初めて確認が取れたため、資産として認定するべきではないと判断したのである。したがって平成20年1月15日の生活保護申請時には、請求人から明確な証拠の提示が無かったため資産として認定せざるを得ず、申請却下は正当なる処分であったこと。」との記載があること。

なお、同年10月24日付けで、処分庁が審査庁に提出した再弁明書においても、上記と同趣旨の主張が記載されていること。

## 2 判 断

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) ところで、「その利用し得る資産」とは、土地、家屋を始め貨幣、債権、無体財産等プラスの財産の総称をいい、現実に使用、収益、処分の権能を持っているものをいうと解されている。また、資産の活用については、最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させることとされている。ただし、処分することができないか、又は著しく困難なものや、社会通念上処分させることを適当としないものは除くとされている。

(3) 本件についてみると、前記第2の1の(1)から(8)までの認定事実のとおり、処分庁は、平成20年1月15日付けの保護開始申請について、資産調査の結果、                    銀行          支店に請求人名義の口座に預金があったことから、「活用できる資産が見つかったため」との理由により保護開始申請を却下する旨決定したことが認められる。しかし、処分庁は、同年4月14日付けの保護開始申請について、同月25日に元          と面接した際に初めて確認が取れたとして、資産として認定するべきではないと判断し、活用可能な資産も無いとして、同年4月14日より保護を開始する旨決定を行ったことが認められる。

(4) 処分庁は、同年1月15日の申請時には、請求人から明確な証拠の提示が無かったため資産として認定せざるを得ず、申請却下は正当なる処分であった旨主張する。しかしながら、前記第2の1の(2)、(3)及び(6)の認定事実のとおり、処分庁は、同年2

月13日の本件却下決定時点で既に、法第29条に基づく調査や、  
銀行支店の銀行員の説明などにより、元が住宅ローンの  
引き落とし口座として請求人名義を使用していることなどについて  
確認しており、元の面接は、4月の保護開始申請に対して、それを  
再確認したにすぎないことから、1月の申請時点で、資産調査を十分  
に精査し、その結果についての的確に検討を尽くしておれば、活用すべ  
き資産の有無について容易に判断しえたものと考えざるを得ない。

(5) したがって、本件却下決定については、その調査及び判断に瑕疵  
があったといわざるをえず、取消しを免れないと判断する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主  
文のとおり裁決する。

平成21年3月26日

審査庁 大阪府知事 橋下



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌  
日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をするこ  
とができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して  
30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過  
すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日  
から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告  
として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消  
しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表  
する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起する  
ことができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算し  
て6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経  
過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくな  
ります。）。